

# 自然環境保全に関する行政評価・監視結果に基づく勧告(要旨) ( - 国立公園等を中心として - )

勧告日:平成14年4月2日  
勧告先:環境省  
実施時期:平成12年8月～14年4月

## 【行政評価・監視の背景事情等】

我が国の国立公園等の現況(平成12年度末現在)

- ・ **国立公園**(我が国を代表する優れた自然の風景地):28公園 2,051,179ha
- ・ **国定公園**(国立公園に準ずる自然の風景地):55公園 1,343,273ha
- ・ **原生自然環境保全地域**(人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している地域):5地域 5,631ha
- ・ **自然環境保全地域**(優れた自然環境を維持している地域):10地域 21,593ha

余暇時間の増加、ライフスタイルの変化等 自然との触れ合いを求めるニーズが増加

自然公園法及び自然環境保全法に基づき各種施策を実施

- <目的> 優れた自然、傑出した風景地などの保護、適切な管理・利用の推進
- <内容> 立入禁止・工作物の建設規制等の行為規制、植生復元施設の整備等の保全事業

調査対象機関:環境省、都道府県(32)、関係団体等

担当部局:行政評価局、管区行政評価局(7局、釧路分室を含む。)、四国行政評価支局、沖縄行政評価事務所、行政評価事務所(15)

## 【勧告事項】

### 1 公園区域等の見直しの推進

[5年ごとの点検の実施状況] <すべての国立公園(28)を調査>

点検 : 国立公園では、社会条件の変化に対応させるため、5年ごとに公園区域・公園計画を見直し、必要に応じて区域の追加等の変更を行う。

環境大臣 告示事項

- ※公園区域:公園の地理的範囲
- ※公園計画:公園区域内の規制、利用施設の整備等を計画したもの。

同一公園でも地域別に複数作成されることもある。

⇒ 特段の事情がないにもかかわらず、点検作業開始年度を過ぎても点検に未着手のもの

28公園区域のうち14公園区域 61公園計画のうち22公園計画

[区域の変更等の実施状況] <17国立公園、11国定公園、1原生自然環境保全地域、3自然環境保全地域を調査>

⇒ 支障があったため公園区域等に含められなかった区域について、その後継続的な情報収集を行っていなかったため、当該支障が解消しても含めていない例(国立公園:1事例、自然環境保全地域:1事例)

過去の点検の際の検討経緯等の記録を保管していないため、公園区域への追加等を見送った理由等が不明となり継続的な情報収集を行うことができないもの。(国立公園:4事例)

[例:大平山自然環境保全地域]

石灰岩の採掘(露天掘り)を目的とした鉱業権が設定されていたため、当該地域に含められなかった区域(約1,800ha)があるが、平成10年に鉱業権は消滅し、区域の追加の検討が可能となっているにもかかわらず、環境省はその実情を把握しておらず、区域の追加の検討を未実施。

⇒ 公園区域への追加等が必要な区域が同一の地域に複数存在している場合、一括して追加等を行う方針。このため、追加等の作業が遅れている地域の存在が原因となり、急ぐ必要がある他の区域の追加等を行っていない例(国立公園:1事例、国定公園:1事例)

[例:利尻礼文サロベツ国立公園]

サロベツ川の改修計画が策定途上のために公園区域への追加に長期を要している区域(約2,625ha)があるため、早急に公園区域に追加して湿原の保全を図る必要がある他の区域等2か所(約345ha)の公園区域への追加の見通しが立っていない。

### 勧告要旨

1. 国立公園の点検を確実に実施すること。
2. 国立公園等及び自然環境保全地域等の点検等に関し、次の方針を明確化し、当該方針の下に点検等を進めること。
  - i) 何らかの支障により、公園区域等に含まれなかった区域又は地種区分の変更を行うことができなかった区域については、情報収集を的確に行い、当該支障の解消後直ちに追加又は変更を行うこと。
  - ii) 一つの国立公園等に関する複数の区域について一括して公園区域への追加又は地種区分の変更を行おうとする場合に、何らかの支障により追加又は変更に長期間を要する区域があることが判明したときは、支障のない他の区域について優先的に追加又は変更を行うこと。

## 2 国立公園の利用施設の適正な整備・管理等

[利用施設等の整備・管理状況等]

< 17国立公園を調査 >

⇒ 床面が傾いている展望施設、崩壊した土留施設が放置されている登山道等公園の安全利用を妨げるおそれのある状態となっている例(13事例)

[例:利尻礼文サロベツ国立公園パンケ沼園地の展望施設]

この施設は、平成11年5月及び6月に海水の逆流により床面が傾く損傷を受けた。施設を管理している自然保護事務所では、利用者が沼に転落するおそれがあるにもかかわらず立入禁止等の利用制限を行うことなく、手すり付きの展望施設に再整備を行った平成12年12月まで、夏期の利用シーズンをまたぐ1年以上にわたって利用に供していた。

⇒ 駐車場の必要性の検討が不十分な例(1事例)

[例:雲仙天草国立公園雲仙温泉第2駐車場]

観光客の利用を想定して改修した駐車場であるにもかかわらず、完成後の利用が低調であったことなどから、駐車場の管理団体はその区画のほとんどを周辺の旅館の従業員等に月極めで賃貸させている。これは、改修工事の際に、駐

車場の存続の必要性について、環境省の検討が不十分なため。

⇒ **車両等の乗入規制を行っていない海岸で、ウミガメの産卵巣数が減少している例** (3事例)

[例:足摺宇和海国立公園下ノ加江海岸]

アカウミガメの産卵巣数: H4年 11か所 H12年 1か所

吉野熊野国立公園王子が浜では、乗入規制導入後、産卵巣数が増加に転じている。

**勧告要旨**

利用施設の適正な整備・管理及び利用規制の適切な実施を図ること。

**3 国立公園における行為の許可事務の迅速化等**

[標準処理期間]

申請者 都道府県 自然保護事務所 ( 本省自然環境局) 許可  
<1か月> <1か月> <1か月>

[許可に要した期間]

<278件を調査>

⇒

区分	本省自然環境局長専決	自然保護事務所長専決
本省自然環境局	58.5日	-
自然保護事務所	24.3日	19.3日
都道府県	20.1日	18.0日

[提出書類]

⇒ **必要性に疑問がある書類を提出させている例** (27件。延べ47件)

[例:土地登記簿謄本]

電柱の設置許可に当たり、土地登記簿謄本を提出させている自然保護事務所等があるが、土地の使用権は、申請書の備考欄に記入させて確認すればよいこととされている。

**勧告要旨**

1. 環境省本省における許可事務について、進行管理を強化し、事務処理の迅速化を図ること。
2. 自然保護事務所における標準処理期間及び都道府県における標準処理期間の短縮化を図ること。
3. 法令に根拠がなく審査に不要な書類を徴収しないこと。また、都道府県に対して、法令に根拠がなく審査に不要な書類を徴収しないよう徹底すること。